

令和 6 年度中学生・高校生 I T・A I 活用プログラム業務委託仕様書

1 趣旨

起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、中学生と高校生世代を対象に、I T・A I を活用したプログラミング学習や課題解決に取り組むワークショップ等を実施するにあたり、必要な業務を委託するもの。

なお、本事業は受託者において、上記の趣旨を踏まえ、以下の目標に到達するよう取り組むこと。

区分	目標値
修了後のアンケートにおいて、参加者のうち「起業に興味を持った」者の割合と「I TやA Iに興味を持った」者の割合が右記のパーセンテージを超えること	各 80%

2 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 事業概要

本事業の各プログラムの内容等詳細は下表のとおりとする。

区分	プログラミング ワークショップ	講演会	I T・A I 活用課題解決 ワークショップ
目的	I T 起業を志す人材の すそ野拡大	I T 起業に対する意識 醸成	高度なスキルの習得と I T 起業家人材の育成
内容	I C T や A I を活用して プログラミングを学ぶ 起業家育成ワークシ ョップ	I T 起業に造詣の深い 起業家等による起業や スタートアップに関する 講演と、ワークショップ の説明会	I C T や A I を活用した プログラミングを通して、 実践的な課題解決を体験 するワークショップ
対象	市内在住又は在学の中 学生・高校生	中学生・高校生や教職員 等	市内在住・在学の中学生 ・高校生（中学生にお いては、プログラミング ワークショップ等を受 講済であるものとする）
時間	1 日（7 時間程度）	半日（2 時間～3 時間）	7 時間×8 日程度 （56 時間程度）
定員	1 2 0 人	1 0 0 名程度	3 0 名程度
回数	2 回	1 回	1 回
日程	令和 6 年 7 月 13 日（土）、 14 日（日）	令和 6 年 9 月頃	令和 6 年 10 月～11 月頃
形式	会場	会場及びオンライン	会場又はオンライン

4 委託業務内容

(1) 事業企画等

- ・受託者は契約締結後すみやかに本市との役割分担や実現可能な業務運営体制、具体的なスケジュールを策定し、それらを記載した業務工程表並びに運営体制を記載した表及び図を本市に提出すること。
- ・各プログラムの企画においては、中学生・高校生世代が参加したくなるよう、また、学ぶ意欲や起業意欲を持続させるよう工夫し、プログラム全てにおいて、起業家精神の醸成や起業家的資質の習得・向上に繋がる内容とすること。
- ・本プログラムへの参加者だけでなく保護者に対しても、起業に対する意識の啓発につながるような工夫を凝らすこと。
- ・全体をコーディネートする者、全体のサポートを行う運営スタッフを必要十分な人数配置すること。なお、これらの者はいずれも十分な知識と経験を有する者を含めなければならない。
- ・各プログラムにおいて、実施した効果を検証するため、参加者アンケート及び保護者アンケートを作成・実施し、集計・分析した結果を本市へ提出すること。なお、アンケートの内容や実施方法については、本市と協議の上、決定すること。
- ・原則として本市が指定する「3 事業概要」の表の日程で実施し、開催場所は、プログラミングワークショップについては「なごのキャンパス体育館」を、講演会及びIT・AI活用課題解決ワークショップについては「ナゴヤイノベーションズガレージ」を想定すること。ただし、本市との協議により、実施日程や時間帯及び開催場所を変更することができるものとする。なお、「プログラミングワークショップについては、本市において、「3 事業概要」表の日程で開催場所の仮予約は完了しており、受託者は契約締結後すみやかに「なごのキャンパス」に対して、本申込の手続きを行わなければならない。加えて、本申込後のキャンセル等にかかる費用は受託者の負担によるものとする。
- ・各プログラムの会場・オンライン配信場所においては、事前に管理者等と十分協議し、映像・音響機器と使用できる環境、Wi-Fi等のインターネット環境などを整備するとともに、備品（参加者が利用する机や椅子、パソコン及びパソコン周辺機器等）や、消耗品（鉛筆、サインペン、付箋、模造紙等）など必要となる一切を準備し、各プログラムを円滑に進行・運営できるよう、また参加者が快適に参加・視聴できるよう努めること。
- ・各プログラムの資料・教材においては、本市に報告のうえ一切を準備し、参加者等に適切に共有すること。
- ・本契約期間を通じて、本市が小学生・中学生・高校生等向けの起業家育成事業として予定している、本事業以外の事業との連携を意識し、当該事業の本市担当者や委託事業者、関係者等との間で、起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成と、次世代の起業家の創出促進という趣旨を踏まえて、可能な限り広報活動の協力や関連情報の共有などに努めること。

(2) 広報及び募集事務

- ・各プログラム共通の広報媒体として、本市とよく協議のうえ中学生・高校生が興味を持つようなデザインと内容の広報用チラシを作成し、市内在学の中学生及び高校生全員へ配布できるよう広報用チラシ（A4両面カラー刷り）を約120,000部印刷し、本市の指示により市内の中学校及び高等学校へ配布すること。なお、教育委員会等中学校・高等学校を所管する機関からの指示や依頼等により、市内全校へのチラシ配布が不適切と本市が判断した場合は、チラシの作成部数はこれによら

ないものとし、別の媒体の活用等応募者数の確保に効果的と思われる手法について、本市と協議すること。

- ・各プログラム共通の広報媒体として、本市と協議の上、申込受付機能を備えた広報用のウェブサイト構築し、本事業について広く周知・広報に努めるとともに、適切な管理を行うこと。なお、委託終了後、ウェブサイトのドメイン名の移管等に関して、本市と調整のうえ、指示に従うこと。
- ・このウェブサイトは、多くの目に留まるよう、特定のパソコンやスマートフォンのOSやバージョンによらず様々なブラウザで閲覧できるようにし、必要に応じて随時更新するとともに、各プログラムの終了後、その実績や様子、成果を掲載するなど、本事業全体や参加中学生・高校生のビジネスアイデアの発表等について、広く周知・広報に努めること。
- ・いずれのプログラムにおいても、その他の広報・募集先等については、本市と協議のうえ積極的に実施すること。
- ・参加者の申込みの受付から申込みに係る問い合わせへの対応に至るまで滞りなく実施すること。また、申込者の情報は適切に管理・廃棄すること。
- ・いずれのプログラムにおいても、定員に対して応募人数が下回った場合には、追加募集を行うなど、本市とよく協議のうえ、積極的な広報に努めること。
- ・申込者が定員超過した場合、本市と協議の上、公正な方法で当選者を決定し、結果を市へ報告した後、申込者に対して当落通知を行うこと。また、当日の参加者名簿を作成し、予め本市へ提出すること。

(3) プログラミングワークショップ

- ・アプリ制作等の実践的な講義や地元起業家による講演、地元起業家と実際に交流できる機会などを通して、ITビジネス起業を学ぶことができる内容とすること。
- ・ICT教育やプログラミング教育を通じてプロダクトを完成させるまでの体験ができる内容を組み込むこと。
- ・プロダクト作成の過程においては、AIの活用方法について、体験できる内容を取り入れること。
- ・参加者同士で作成したプロダクトについて交流できる機会を設けること。
- ・講師・メンターとして、スタートアップ経営者や、十分な知識と経験を有する社会人・大学生等必要な人数を配置し、プロダクト作成等について十分なメンタリングやフォローアップを実施すること。なお、少なくとも女性を1名以上配置すること。

(4) 講演会

- ・会場現地とオンラインとの双方で参加・視聴できるような形式で実施すること。
- ・IT起業に造詣の深い起業家による講演や実際に交流できる機会を提供するものとし、これを通じてITを活用した起業について学ぶことができ、起業意識の醸成につながるよう工夫すること。なお、実践的なAIの活用についても学べる内容とすること。
- ・併せて、IT・AI活用課題解決ワークショップの説明会を開催し、ワークショップの魅力を伝える工夫をして参加者の募集に努めること。
- ・当日の参加者数や参加者属性等について会場・オンライン別にできる限り把握し、速やかに本市へ報告すること。

(5) IT・AI活用課題解決ワークショップ

- ・起業するために必要となる実践的な知識や理論、情報、心構え等を深く学ぶとともに、ITものづくりによる起業や事業創出を体験するものとし、実際に起業を志す人材の育成を目指す内容とすること。
- ・ICT教育やプログラミング教育に加え、課題の創出から課題解決までを体験できる内容とすること。なお、課題の解決は、プログラミング等で制作したプロダクトによるものとし、その過程においては、生成AIを活用し、より本格的なプロダクトの創出となるよう工夫すること。
- ・作成したプロダクトについて、参加者の前で発表する機会を設けること。
- ・講師・メンターとして、スタートアップ経営者や、十分な知識と経験を有する社会人・大学生等必要な人数を配置し、ワークショップ全体を通して十分なメンタリングやフォローアップを実施すること。なお、少なくとも女性を1名以上配置すること。

5 受託者の責務

本業務を遂行するにあたり、参加者との間で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。

6 業務の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、令和7年3月24日までに、業務内容及びその会計に関する報告書を市に提出し、令和7年3月31日までに完了検査を受けること。
- (2) 業務報告書の内容は、本市と協議の上決定することとし、プログラムの企画から開催、運営に至るまでの記録等を正確かつ簡潔に取りまとめ、電子データで提出すること。

7 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、本市と密な連絡調整を行うとともに、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、速やかに本市と協議の上、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、名古屋市契約規則、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、本市に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (5) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約の事務を処理するにあたり、別添①「情報取扱注意項目」、別添②「妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項」、別添③「障害者差別解消に関する特記仕様書」、別添④「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症蔓延等の理由により、当初の計画のとおり事業を実施することが困難な場合、本市と協議の上、受託者は事業実施の内容や方法につき柔軟に対応しなければならない。また、事業の実施にあたっては、感染症対策について、イベント等における感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底のうえ必要な措置を講じ、予防に万全を期すこと。

別添①

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

別添②

妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項

- 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

別添③

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

別添④

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。